

養成塾終了後の
原田メソッドの利用について

養成塾終了後の原田メソッドの利用について

【原田メソッド認定パートナー養成塾】の講座が
終了した後の「原田メソッド」のご利用については、
別途、

①誓約書への署名

②契約の締結

のいずれかが必要になります。

前提条件について

誓約書への署名／契約締結をしていただくためには、以下の条件がございます。

- ・原田メソッド認定パートナー養成塾（全5回）が終了後に、指定の「**卒塾課題**」を提出し、事務局より「**合格**」を受けること

誓約書への署名／契約締結していただけない場合

* 全5回を欠席なく受講されたとしても、

「卒塾課題の提出がない」 場合、

また提出があっても、

「卒塾課題が不合格」 の場合は、

「認定パートナー」と認められず、 従って

これから説明する誓約書への署名／契約締結を

していただくことができません。

【原田メソッド認定パートナー】とは

- ①卒塾課題を提出し、合格を受ける
- ②誓約書への署名、または契約締結

上記2つの条件を満たした方は、正式に
弊社認定の「**原田メソッド認定パートナー**」となります。

誓約書／契約の種類について

誓約書／契約の種類

①【誓約書】 個人利用：料金なし／1年間（自動更新）

個人の方の、営利目的ではない利用をされる方。

契約書ではなく、利用の注意点を記した「誓約書」に署名をいただく。

②【ライセンスB】：ロイヤリティ10％／1年間（自動更新）

③【ライセンスC】：220,000円（税込）／1年間（自動更新）

（②③は契約内容は同じ、契約料が別）

営利目的利用のための契約（法人・個人事業主・個人）。

原田メソッドを自社以外の別の法人や団体で使用する研修も含む。

④【ライセンスD】：原田メソッド法人社内利用 132,000円（税込）

／1年間（自動更新）

自社内での原田メソッド利用を希望する法人向けの契約

誓約書について (個人利用の方)

① 【誓約書】 個人利用の方：料金なし／1年間（自動更新）

個人の方の、営利目的ではない利用をされる方。
利用の注意点を記した「誓約書」に署名をいただく。

* ご家族でのご利用

* 指導する学校部活動での利用 など

* **営利活動での利用は不可**

* お仕事を変わられたなど、営利活動での利用を開始される場合は、ライセンスB、C、Dのいずれかの契約への変更が必要です。

契約書について (営利目的の方)

- ②ライセンスB：ロイヤリティ10%（その都度／まとめて）
 - ③ライセンスC：220,000円／年間（税込）
- ／いずれも期間は1年間（自動更新）
-

*②③は契約内容は同じ、契約料が別です

営利目的利用のための契約（法人・個人事業主・個人）。

原田メソッドを自社以外の別の法人や団体で使用する研修も含む。

*ICM・ECMを使用した研修も含む

*研修でのツール使用は可能だが、二次使用禁止。

（参加者がコピーするなど）

*出版については印税の10% *自社出版の場合は売価の10%

④原田メソッド法人社内利用（ライセンスD）

132,000円（税込）／年間

*期間は1年間（自動更新）

自社内での原田メソッド利用を希望する法人向けの契約

*養成塾を受けた方が自社内で導入・展開する場合

*原田隆史またはほかの原田メソッド認定講師の研修・講演などを自社内で実施後に、継続して原田メソッドを利用する場合

誓約書署名／契約締結について

* 誓約書に署名、または契約締結していただくこと

- ・ 弊社が正式に認定した、「原田メソッド認定パートナー」
としての活動が可能です。

また、名刺に肩書きとして記していただけます。

- ・ 原田メソッドに関する最新の情報などを、優先的・継続的に
受け取っていただくことができます。

誓約書署名／契約締結をされない場合

* 誓約書への署名／契約締結をされない場合は、

弊社認定の「原田メソッド認定パートナー」と
なっていないことができません。

養成塾5回目終了後に、ご参加の皆様は卒塾後のプランについておたずねするアンケートを実施いたします。

卒塾課題を提出され、合格認定を受けられた後に、どのプランをお選びになるかをお決めいただいても、問題ございません。

また、養成塾期間中に、ご相談やご説明も承っております。お気軽にお声がけくださいませ。

株式会社原田教育研究所